

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 回春堂 犬尾内科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市泉町 24 番 26 号
- (3) 設立認可年月日 平成元年 3 月 22 日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 3 月 29 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人回春堂 犬尾内科医院	長崎県諫早市泉町 14-26	一般病床 13床
			療養病床 6床
			[医療保険 6床]
			[介護保険 6床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年5月24日 令和2年度決算の決定と役員報酬の変更

様式 3 - 4

法人名 医療法人 回春堂 犬尾内科医院

※医療法人整理番号

所在地 諫早市泉町14番26号

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	59,449	I 流動負債	14,363
II 固定資産	118,022	II 固定負債	0
1 有形固定資産	106,161	負債合計	14,363
2 無形固定資産	808	純資産の部	
3 その他の資産	11,053	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	153,108
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	163,108
資産合計	177,471	負債・純資産合計	177,471

様式4-2

法人名 医療法人 回春堂 犬尾内科医院
 所在地 諫早市泉町14番26号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	193,759
2 事業費用	200,659
本来業務事業損失	△ 6,900
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 6,900
II 事業外収益	1,736
III 事業外費用	13
経常損失	△ 5,177
IV 特別利益	2,186
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 2,991
法人税等	3,026
当期純損失	△ 6,017

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 回春堂 犬尾内科医院
 所在地 諫早市泉町14番26号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額 177,471 千円
 2. 負 債 額 14,363 千円
 3. 純 資 産 額 163,108 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	59,449
B 固 定 資 産	118,022
C 資 産 合 計 (A+B)	177,471
D 負 債 合 計	14,363
E 純 資 産 (C-D)	163,108

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 回春堂 犬尾内科医院
理事長 犬尾 元 殿

私は、医療法人 回春堂 犬尾内科医院の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月 24日

医療法人回春堂 犬尾内科医院

監事 宮下 昌子